生涯現役地域づくり環境整備事業に関するQ&A

厚生労働省職業安定局高年齢者雇用対策課 令和5年1月

目次

【1.	総論的な事項】	6
Q	1−1∶本事業の概要及び趣旨を教えてください。	6
Q	1-2:本事業の実施期間(契約期間)を教えてください。	6
Q ·	1−3∶本事業の実施が可能な地域を教えてください。また、都道府県単位で実施することはで	き
=	ますか。	6
Q	1−4∶本事業の実施主体はどこになりますか。地方公共団体が環境整備事業の提案・実施主体	ع
1,	なることは可能でしょうか。	7
Q ·	1-5∶協議会について教えて下さい。	7
Q ·	1−6∶生涯現役地域連携事業(以下「地域連携事業」といいます。)を受託していた協議会が環	境
堻	整備事業を受託することは可能でしょうか。	7
Q	1-7∶本事業による支援対象者の範囲を教えて下さい。	7
Q	1−8∶本事業を実施するために必要な高年齢者雇用安定法第34条第1項に定める地域計画につ	い
7	て教えてください。	8
【2.	地域計画に関する事項】	9
Q 2	2-1:地域計画の必要的記載事項である「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する	事
Į	項」には、何を記載すれば良いのでしょうか。	9
Q 2	2−2:地方公共団体が高年齢者雇用安定法第 34 条第1項に定める地域計画を策定するにあた	つ
7	て、計画区域を当該地方公共団体の一部地域に限定することは可能でしょうか。	9
Q 2	2-3:重点業種(地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種)を	複
娄	数設定することは可能でしょうか。	9
Q 2	2-4∶地域計画の策定主体は協議会でしょうか、地方公共団体でしょうか。	9
Q 2	2−5:地域計画の厚生労働大臣への同意協議は、いつ、どのように行うのでしょうか。本事業を	実
方	施するまでの大まかな流れとともに教えてください。	9
[3.	協議会に関する事項】	11
Q (3-1:協議会は、いつ設置すればよいのでしょうか。	11
Q (3−2∶労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することは可能でしょうか	١,
		11
Q (3-3:仕様書のP6「(1) ②協議会の組織と運営 【事務局の機能】」にある「ア 事業統括員」	及
	び「イ 支援員」は、必ず配置する必要があるのでしょうか。また、本事業の専任でなければなら	-
l	いのでしょうか。	11
Q (3-4:協議会が「事業統括員」「事業推進者」及び「支援員」を雇用することになった場合、当	該
ti	劦議会は労働保険(労災保険及び雇用保険)の適用事業所になりますか。	11
Q (3-5: 協議会は、環境整備事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。	11
Q (3−6∶本事業の終了等により地方公共団体を構成員とする協議会が解散した場合、地方公共団	体
1.	が本事業に関する文書を引き継ぐことになりますが、将来的に、本事業の委託者である労働局が	会
Ī	計検査院の監査を受検することになった場合、地方公共団体も受検の対象になりますか。	12
	3−7∶環境整備事業を実施するために設立した協議会は、消費税法上における課税事業者とな	
7	ますか。	12
Q (3-8:環境整備事業を実施するために設立した協議会は、法人税法上における納税義務者とな	IJ

ቴ 9 እ [、] 。	12
Q3-9:協議会の職員(事業統括員、事業推進者、支援員)の給与事務・税処理等についっ	て、社会保
険労務士等へ委託することは可能でしょうか。	12
【4. 事業の実施に関する事項】	13
Q4-1:本事業において想定される支援メニューはどういったものでしょうか?	13
Q4-2:本事業による支援メニューとして企業に対する職域の開拓等を行い、当該企業な	から求人募
集の意向を得た場合、どうしたら良いのでしょうか?	13
Q4-3:本事業の支援メニューとして、高年齢者を雇い入れた民間企業等に対する助成会	₢の支給を
行うことは可能でしょうか。	13
Q4-4:シルバー人材センターの既会員を本事業の支援対象者とすることは可能でしょう	か。. 13
Q4-5:シルバー人材センター事業との重複が生じることがあると思われるが、どのよう	うに捉えれ
ばよいか。	13
Q4-6:本事業による支援対象者の雇用・就業先が、結果的に計画区域外になったとして	こも問題な
いでしょうか。	14
Q4-7:環境整備事業で収益事業を実施することは可能でしょうか。	14
【5. 事業の目標に関する事項】	15
Q5-1:本事業の事業成果指標であるアウトプット指標及びアウトカム指標については、	どのよう
に設定したら良いのでしょうか?また、目標設定にあたって、地域の企業や高年齢者等に	こ対するニ
ーズ・シーズ調査については、事業構想を策定するに当たって必ず実施する必要があり	Jますか。
	15
Q5-2:指標はいくつ設定すればよいでしょうか。	15
Q5−3∶事業1年目に高年齢者の雇用・就業者数に係る目標は設定しなくてもよいでしょ	うか。15
Q5-4:各地域における高年齢者の雇用・就業者数の目標値の最低水準について、ここで	ごいう高年
齢者とは何歳以上の者を指すのでしょうか。	15
Q5−5∶アウトプット指標やアウトカム指標が達成できなかった場合、委託費の返還等を	を求められ
ることはありますか。	16
Q5-6:事業継続の可否の判断について教えてください。	16
Q5-7:アウトプット・アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更すること	<u>:</u> はできる
のでしょうか。	16
【6. 事業の経費に関する事項】	17
Q6-1:本事業の実施に係る各年度の予算(年度計)の上限額を教えてください。また、j	必要経費を
概算する際の考え方について教えてください。	17
Q6-2:事務局を設置する事務所の賃貸借料や本事業の周知・広報に係るリーフレットの)印刷代等
についても対象経費に含まれるのでしょうか。	17
Q6-3:他の団体の職員が、本事業の事務局の職員(事業統括員、事業推進員、支援員)と	こして兼務
することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は本事業の対象網	圣費に含ま
れるのでしょうか。	17
Q6-4:仕様書のP18、19には、本事業の対象経費として事務局の職員(事業統括員、事業	
支援員)の賃金、通勤手当、超過勤務手当が挙げられていますが、当該職員の社会保険料	斗(雇用保
険料、労災保険料等)に係る事業主負担分も、本事業の対象経費に含まれるのでしょうが	5v 17

Q6-5. 事業就括員、事業推進員の超過勤務手当に係る官理負(人件負)に不足が生した場合、事業
費から流用(経費配分の変更)は可能でしょうか。
Q6-6:協議会の事務局用施設や支援メニューの実施に当たり必要な施設を民間企業等から賃借す
る場合、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料等を委託費から支出することは可能でしょうか。
Q6-7:本事業の実施に当たって、自動車のリースは可能でしょうか。
Q6-8:自動車のリースが認められる場合、年間契約は可能でしょうか。
Q6-9:労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用を、委託費から支出することは可
能でしょうか。18
Q6-10:本事業の支援メニューとして、高年齢者等や企業を対象としたセミナーを実施する場合、
セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はあるでしょうか。19
Q6-11:協議会が本事業の受託者となった場合、国から支払われる委託費の管理のため、新たに「協
議会専用口座」を設けなければならないのでしょうか。
Q6-12:事業実施経費の支払いに係る銀行振込手数料は、本事業の対象経費に含まれるのでしょう
か。
Q6-13:事業に必要な経費は、協議会に対し、どのようなタイミングで支払われますか。 19
Q6-14:仕様書のP25「11(2)②ア 継続等基準」に該当し、事業の継続が不可となった(委託契
約が解除された)ことに伴い、事業推進員に対して解雇予告手当を支払うこととなった場合、委託
費から支出することは可能でしょうか。また、委託契約の解除に伴い、施設の賃貸借契約やパソコ
ン等のリース契約を途中解約し、違約金が発生した場合、委託費から支出することは可能でしょう
か。
Q6-15:本事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会の構成員が支援メニューを実施する場
合、再委託の手続きは必要でしょうか?20
【7.民間資金等の調達に関する事項】21
Q7-1:民間資金等の調達について、仕様書のP11「イ 資金調達のための活動として認められない
もの」において、支援によって対価を得ることはできないとありますが、委託事業における支援の
結果としてマッチングした就労先企業から、マッチングの対価を受け取ることはできないという理
解で良いでしょうか。また、その理解でよい場合も、委託事業終了後にそのように収益事業化する
ことは問題無いでしょうか。21
Q7-2:民間資金等の調達内容について、企業等からの会費の拠出も対象となっていますが、会員
企業から会費を徴収する場合、会費であれば支援をしても対価性はなく、手数料にはあたらないと
いう理解で良いでしょうか。21
Q7-3:民間資金等の調達実績に対する成果連動分に係る加算額について、充当先として想定され
る活動費について、委託期間中に協議会の活動経費として使用することができるでしょうか。また、
使用することができる場合、区分経理する必要があるのでしょうか。21
Q7-4:仕様書のp23「②民間等からの資金調達」について、マッチング支援等を行う人材を企業等
から確保した場合、「最低週1日の活動を行うことを基準とし、これを満たす月数」を、実際に活動
した期間として調達した資金の金額として換算するとありますが、半日分の活動を週2日行った場
合も週1日の活動とみなして良いのでしょうか。
【8. その他の事項】23

23	38-1∶提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか
いった組織ですか。 23	Q8−2∶生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会とは
合、どのような方法で公表さ	Q8−3∶採択された事業構想は、公表されますか。また、公表されん
23	れますか。
23	Q8-4:生涯現役地域づくり普及促進事業とはどういった事業で
及び補償はどうなるのでし	Q8-5:環境整備事業の実施に伴い、何らかの問題が生じた場合の
24	ょうか。
が、これはどういった根拠	Q8−6∶A8−5において、地方公共団体が保障することとされて
,らか他の方法による対応は	に基づいてそのように整理されることとなるのでしょうか。また、
24	考えられないのでしょうか。

【1. 総論的な事項】

Q1-1:本事業の概要及び趣旨を教えてください。

A 1 - 1: 令和3年4月に施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」といいます。)の改正では、企業への努力義務として70歳までの高年齢者就業確保措置が導入され、この中には、他社での継続雇用や雇用によらない就業・社会参加による措置が含まれています。人生100年時代を迎える中で、働く意欲がある高年齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図ること、特に今後は、企業内での雇用だけでなく、高年齢者のニーズに応じ地域において高年齢者が活躍できる多様な就業機会を創出する取組を促進することがますます重要となっていきます。

また、ほとんどの地域が人口減少・高齢化に直面する中で、地域福祉や地方創生、農山村などの地域活性化などの政策領域においても、地域の機能を持続させようと様々な取組が展開され、相互の連携を図る取組も始まっています。多様なニーズに応えられる雇用・就業の場の整備を進める上では、政策領域の枠を越え、地域の様々な関係者と協働することで相乗効果を生み、取組の裾野を広げていくことが重要です。

このため、生涯現役地域づくり環境整備事業(以下「環境整備事業」といいます。)では、高年齢者等の雇用・就業支援の取組と、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取組との連携を緊密にし、また、多様な資金調達の取組も促していくことで、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すとともに、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し他地域への展開・普及を図ることを目的とします。

Q1-2:本事業の実施期間(契約期間)を教えてください。

A1-2:本事業の実施期間(契約期間)は、最大3年間です。

ただし、各評価基準期間において、アウトプット目標に対する実績が計上されておらず、支援 メニューを実施していないと判断される場合は、次年度の事業継続はできず契約終了となります。

【評価基準期間】

- 第1期 事業開始から事業1年目の12月まで
- 第2期 事業1年目の1月から事業2年目の12月まで
- 第3期 事業2年目の1月から事業3年目の12月まで
- Q1-3:本事業の実施が可能な地域を教えてください。また、都道府県単位で実施することはできますか。
- A 1 3:事業の対象地域は、高年齢者雇用安定法第34条第1項に定める「地域高年齢者就業機会確保計画」(以下「地域計画」といいます。)の対象となる区域(以下「計画区域」といいます。) であり、環境整備事業の目的等を踏まえ、主として基礎自治体の範囲を対象地域とすることを想定しています。複数の基礎自治体に既存の協議会等のプラットフォーム機能がある場合には、当

該複数の基礎自治体が共同で地域計画を策定することが可能です。この場合、複数の基礎自治体 の連名で地域計画を策定します。

また、都道府県が実施することができるのは、複数の市町村等の範囲を対象地域とし、当該複数の市町村等のすべてにおいて既存の協議会等のプラットフォーム機能がある場合です。この場合、都道府県は対象地域に含まれる市町村等と共同して地域計画を策定し、当該市町村等における自治体事業等と連携して環境整備事業の実施にあたることになります。

なお、都道府県と市町村等が共同で地域計画を策定する場合には、対象地域のすべての市町村等が構成員として協議会に参画することが必要です。また、当該地域計画の対象地域の市町村等が、別途単独で地域計画を策定し環境整備事業へ応募することはできません。

- Q1-4:本事業の実施主体はどこになりますか。地方公共団体が環境整備事業の提案・実施主体となることは可能でしょうか。
- A 1 − 4 : 本事業の実施主体は、高年齢者雇用安定法第 35 条第 1 項に定める協議会となります。地方公共団体が協議会の構成員となることは必須ですが、地方公共団体自らが直接、国に提案し、事業を実施することはできません。
- Q1-5:協議会について教えて下さい。
- A 1 − 5:協議会とは、高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める「協議会」をいいます。

協議会の構成員には、地方公共団体を基本に、シルバー人材センター、労使関係者、社会福祉協議会、地域の金融機関等、高年齢者の就業に関係する者を、幅広く含めることができますが、 条文に例示されたものに限りません。

また、協議会の設置形態について、本事業の趣旨や目的等を踏まえ、地域福祉や地方創生等、地域づくりを目指す自治体事業や民間主体が中心となった取組によって形成された既存のプラットフォーム機能を基盤とする必要があります。

- ※詳細は、【3. 協議会に関する事項】をご参照ください。
- Q1-6:生涯現役地域連携事業(以下「地域連携事業」といいます。)を受託していた協議会が環境整備事業を受託することは可能でしょうか。
- A 1-6:A 1-5のとおりであり、地域連携事業を受託していた協議会がそのまま環境整備事業 を受託することはできません。

なお、地域福祉や地方創生等において形成された地域の既存プラットフォーム機能に関する協議会に、地域連携事業を受託していた協議会を統合し、新たな協議会として設置し直すことはあり得るものと考えています。

Q1-7:本事業による支援対象者の範囲を教えて下さい。

A 1 − 7:本事業による支援対象者の範囲は、55歳以上の高年齢求職者を基本としつつ、地域の実情に応じて、高年齢者以外も対象に含めることが可能です。

なお、事業を実施する際には地域計画等に成果指標を設定いただくこととなりますが、高年齢者及び高年齢者以外の雇用・就業者数は、必須アウトカム指標※として設定していただくこととなります。

※詳細は、【5. 事業の目標に関する事項】をご参照ください。

- Q1-8:本事業を実施するために必要な高年齢者雇用安定法第34条第1項に定める地域計画について教えてください。
- A 1 − 8:地域計画とは、以下の①から④までの必要的記載事項の他、⑤及び⑥の任意的記載事項 を定めるものです。この他、本事業を実施するにあたって、募集要項別紙5で示している事項に ついても定めていただくこととなります。

【必要的記載事項】

- ① 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域(以下「計画区域」といいます。)
- ② 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項
- ③ 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項
- 4 計画期間

【任意的記載事項】

- ⑤ 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項
- ⑥ 地方公共団体及び協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保 に資する事業に関する事項

【2. 地域計画に関する事項】

- Q2-1:地域計画の必要的記載事項である「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する 事項」には、何を記載すれば良いのでしょうか。
- A 2 − 1:仕様書様式第3号の事業構想提案書の5に記載いただく、本事業を受託した場合の事業 内容と目標を記載してください。
- Q2-2:地方公共団体が高年齢者雇用安定法第 34 条第1項に定める地域計画を策定するにあたって、計画区域を当該地方公共団体の一部地域に限定することは可能でしょうか。
- A 2 2:計画区域については、本事業の対象地域である基礎自治体よりも小さい区域に限定する ことはできません。

なお、A 1 - 3 のとおり、都道府県が地域計画を策定する場合は、都道府県内の複数の基礎自 治体に限定することは可能です。

Q2-3:重点業種(地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種)を 複数設定することは可能でしょうか。

A 2-3:可能です。

- Q2-4:地域計画の策定主体は協議会でしょうか、地方公共団体でしょうか。
- A 2 − 4:地域計画の策定主体は地方公共団体が策定しなければなりません。なお、地方公共団体が地域計画を策定するにあたっては、協議会への協議が必要となります。
- Q2-5:地域計画の厚生労働大臣への同意協議は、いつ、どのように行うのでしょうか。本事業を実施するまでの大まかな流れとともに教えてください。
- A 2 − 5:協議会及び協議会設立準備会(以下「協議会等」といいます)は、国の募集に応じて高年齢者雇用安定法第34条第2項第3号に定める「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業」に係る事業構想(案)等を策定し、提案します。

国は協議会等から提案のあった事業構想(案)の中から企画競争方式により、創意工夫のある 事業構想を採択し、協議会等に対して採択結果を通知します(このとき、条件付き採択となることがあります。)。

協議会等の構成員である地方公共団体は、地域計画を、協議会等への協議を経て正式に策定し、 厚生労働大臣に対し協議を行い、同意を得る必要があります。

その後、委託要項様式第1号の受託依頼書等をはじめとする契約に向けた調整を労働局と進めていくこととなります。

【事業を実施するまでの大まかな流れ】

(手続きの主体) : (手続き内容)

協議会等 : 公示に基づき応募
協議会等 : 企画書のプレゼン

③ 厚生労働省 : 企画書の採択結果等の通知(労働局経由)

④ 地公体及び協議会:地域計画の策定及び厚生労働大臣への同意協議(労働局経由)

⑤ 厚生労働省 : 厚生労働大臣同意

⑥ 労働局 :協議会への受託依頼の発出等、契約締結に向けた調整

【3. 協議会に関する事項】

- Q3-1:協議会は、いつ設置すればよいのでしょうか。
- A 3 1:事業採択後に地域計画の厚生労働大臣協議をすることとなりますが、地域計画の策定を するにあたって、協議会等に協議する必要がありますので、その際正式に高年齢者雇用安定法に 基づく協議会として位置づけていただければ問題ありません。
- Q3-2:労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することは可能でしょう か。
- A 3 − 2:本事業の委託者は国(労働局)であるため、労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の 構成員として参画することはできません。なお、委託契約の締結後は、労働局や公共職業安定所 の職員が、委託者として本事業に関与することとなります。
- Q3-3:仕様書のP6「(1) ②協議会の組織と運営 【事務局の機能】」にある「ア 事業統括員」 及び「イ 支援員」は、必ず配置する必要があるのでしょうか。また、本事業の専任でなければ ならないのでしょうか。
- A3-3:いずれも、必ず配置する必要があります。ただし、本事業の実施にあたり問題がなければ、必ずしも専任である必要はありません。

なお、資金調達の成果に応じた支払い※の基準となる額は、それぞれの協議会の必要経費として計上された支援員1人分の人件費相当額となりますのでご留意ください。

- ※詳細は、【7. 民間資金等の調達について】をご参照ください。
- Q3-4:協議会が「事業統括員」「事業推進者」及び「支援員」を雇用することになった場合、当該協議会は労働保険(労災保険及び雇用保険)の適用事業所になりますか。
- A3-4: 所定労働時間等の労働保険(労災保険及び雇用保険)の加入要件を満たせば、労働保険 (労災保険及び雇用保険)の適用事業所になります。
- Q3-5:協議会は、環境整備事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。
- A3-5:可能です。

ただし、国からの委託費(資金調達の成果に応じて支払われた部分は除きます。)は、事業実施計画書(委託要項様式第3号)に計上された経費に限られますので、委託費を別業務のために流用することは認められません。また、本事業の業務時間内に事業統括員等を本事業以外の業務に就かせることもできません。

なお、協議会内で環境整備事業以外の業務を行う場合の協議会運営に係る事務所借料や光熱水料等の経費の按分方法は、協議会において合理的な方法を定めることができますが、当該按分方法について委託費の精算時に明記してください。

- Q3-6:本事業の終了等により地方公共団体を構成員とする協議会が解散した場合、地方公共団体が本事業に関する文書を引き継ぐことになりますが、将来的に、本事業の委託者である労働局が会計検査院の監査を受検することになった場合、地方公共団体も受検の対象になりますか。
- A3-6:地方公共団体も受検の対象となります。
- Q3-7:環境整備事業を実施するために設立した協議会は、消費税法上における課税事業者となりますか。
- Q3-7:消費税の取り扱いについては、地域の税務署までお問い合わせください。
- Q3-8:環境整備事業を実施するために設立した協議会は、法人税法上における納税義務者となりますか。
- A3-8:一般的に、法人税法上、協議会は「人格なき社団」に該当し、人格なき社団が行う事業は「請負業」に該当する「収益事業」であるとみなされ、人格なき社団が収益事業を行っている場合は、法人税の申告が必要となります。法人税の取り扱いについては、地域の税務署までお問い合わせください。

なお、本事業における委託費は、協議会が資金調達のための収益を得るための事業の費用等に 充当することはできませんので、法人税を委託費で措置することはできません。

- Q3-9:協議会の職員(事業統括員、事業推進者、支援員)の給与事務・税処理等について、社会保険労務士等へ委託することは可能でしょうか。
- A 3 − 9 : 仕様書の P 5 「(1) ②協議会の組織と運営 【協議会の組織】」にあるとおり、事務局には会計責任者を必ず置かなければならず、基本的に会計責任者が協議会の職員(事業統括員、事業推進者、支援員)の給与事務・税処理等を担うことになりますが、その業務補助を社会保険労務士等へ委託することも可能です。

【4. 事業の実施に関する事項】

Q4-1:本事業において想定される支援メニューはどういったものでしょうか?

A 4 − 1:本事業では、高年齢者等がその希望や意欲に応じ自分らしく活躍できる環境を整備するため、高年齢者等の多様な雇用・就業の促進に資する支援メニューを提案いただきます。

支援メニューは、それぞれの地域の実情や高年齢者等のニーズを踏まえて定めていただきますが、本事業は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条の雇用安定事業又は第63条の能力開発事業として行うものであるため、その趣旨に適さない事業は対象となりません。

支援メニューの例は仕様書のP14「7 (1)①支援メニューの具体化」に記載していますのでご参照いただき、創意工夫を活かした独自性のある事業構想(案)の提案を行うよう努めてください。

- Q4-2:本事業による支援メニューとして企業に対する職域の開拓等を行い、当該企業から求人 募集の意向を得た場合、どうしたら良いのでしょうか?
- A 4 − 2:職業紹介(求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんすること)を行う場合は、職業安定法に基づく許可が必要となります。

このため、職業安定法に基づく許可がない場合には、求人募集の意向を有している企業をハローワーク等へ誘導して頂くことが考えられます。なお、ハローワーク等へ誘導した後に受理された求人件数は、アウトプット指標として計上することが可能です。

Q4-3:本事業の支援メニューとして、高年齢者を雇い入れた民間企業等に対する助成金の支給を行うことは可能でしょうか。

A4−3:本事業において、支援対象者等に給付等を行うことは予定していません。

Q4−4∶シルバー人材センターの既会員を本事業の支援対象者とすることは可能でしょうか。

A 4 - 4 : 可能です。ただし、当該センターの既会員のみを支援対象者とすることは認められません。

Q4-5:シルバー人材センター事業との重複が生じることがあると思われるが、どのように捉えればよいか。

A 4 − 5: ハローワークや地域の関係機関との連携同様、取組みとして連携できる部分は連携していただき、地域にあるリソースを活用した効果的な地域計画を策定してください。

- Q4-6:本事業による支援対象者の雇用・就業先が、結果的に計画区域外になったとしても問題ないでしょうか。
- A 4 − 6 : 環境整備事業は、協議会の活動を通して高年齢者等の就労ニーズと地域ニーズ等のマッチングを趣旨として実施する事業ですので、支援対象者の雇用・就業先は計画区域内であることが望ましいですが、結果的に計画区域外となったとしても問題ありません。

Q4-7:環境整備事業で収益事業を実施することは可能でしょうか。

A 4 - 7:本事業の委託費(資金調達の成果に応じて支払われた部分は除きます。)は、収益事業の 実施に充当することはできません。ただし、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金 調達のために活動することは、事業目的等を踏まえ可能です。

なお、民間等からの資金調達に基づき加算として支払われた委託費については、事業実施に必要な経費の概算において算入されておりませんので、協議会が行う収益事業に充当いただくことは可能です。ただし、加算として支払われた委託費は、環境整備事業終了後も各地域での取組が持続していくという目的の達成に資するよう、仕様書のP24「10(3)支払われた加算の取扱いに係る留意事項」に例示するような、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進するための活動に充ててください。

【5. 事業の目標に関する事項】

- Q5-1:本事業の事業成果指標であるアウトプット指標及びアウトカム指標については、どのように設定したら良いのでしょうか?また、目標設定にあたって、地域の企業や高年齢者等に対するニーズ・シーズ調査については、事業構想を策定するに当たって必ず実施する必要がありますか。
- A 5 − 1:アウトプット指標及びアウトカム指標は、事業内容や支援メニューとの関連性、計画区域における労働市場の状況等を踏まえた客観的で定量的なものとなっている必要があります。また、費用対効果の観点から、適切な水準に設定する必要があります。

このため、各目標の設定に当たっては、ニーズ・シーズ調査を適切に実施し、地域の実情に応じた事業内容を策定する必要がありますが、以前に類似の調査を実施しているなど、地域の企業や高年齢者等のニーズ・シーズを把握できている場合にはこの限りではありません。ただし、その場合も、本事業に係る目標設定等の根拠とすることが適切かどうかについて留意していただき、不足等があると考えられる場合には、協議会へ参加を予定している経済団体等と連携し、ニーズ・シーズの把握に努めることが効果的です。

- Q5-2:指標はいくつ設定すればよいでしょうか。
- A 5 − 2 : 指標は、アウトプット指標とアウトカム指標のいずれについても、5項目以上とし、年度・四半期ごとに目標値を設定します。設定する指標数に上限は設けていませんが、多ければ良いというものでもなく、あくまでも事業を実施する上で効果的な指標が設定されていることが重要です。また、各支援メニューの目標管理や実績把握が的確に実施できることも重要です。
- Q5-3:事業1年目に高年齢者の雇用・就業者数に係る目標は設定しなくてもよいでしょうか。
- A 5 − 3 : 高年齢者の雇用・就業者数に係る目標設定は、事業 1 年目においても設定してください。 なお、当該目標の最低水準(対象地域の 60 歳以上高齢者人口 1,000 人あたり 1.1 人以上)は、 事業 2 年目から適用しますので、事業 1 年目の目標については、地域の実情や支援メニューの内 容に応じて各協議会において目標を設定してください。
- Q5-4:各地域における高年齢者の雇用・就業者数の目標値の最低水準について、ここでいう高年齢者とは何歳以上の者を指すのでしょうか。
- A5-4:高年齢者の雇用・就業者数の目標値の最低水準は、60歳以上で設定しているため、応募時点で公表されている対象地域の60歳以上の人口の1.1/1,000以上を目標値として設定していください。

ただし、実績値については、仕様書のP4「(3)①支援対象者」のとおり55歳以上の雇用・ 就業者をカウントできます。 Q5-5:アウトプット指標やアウトカム指標が達成できなかった場合、委託費の返還等を求められることはありますか。

A 5 − 5 : アウトプット指標やアウトカム指標が達成できなかったことのみを理由に、委託費の返 還等を求められることはありません。

Q5-6:事業継続の可否の判断について教えてください。

A 5 − 6:事業の実施期間は最大3年間ですが、評価基準期間ごとにアウトプット指標に対する達成状況により、翌年度以降の事業の継続の可否を判断します。なお、例えば複数の支援メニューを予定していたところ、1つでもアウトプットがゼロ(実施していないと判断される場合)の場合は、当該支援メニューのみが実施できないのみならず、事業全体が終了(契約終了)となります。

また、アウトカム指標に対する達成状況が一定以下の場合には、改善計画を作成した上で、評価委員会の承認を得ることとなります。

具体的な、判断基準等については、仕様書のP25「11(2)②事業評価に基づく事業継続の可否等」を参照してください。

【評価基準期間】

- ・第1期 事業開始から事業初年度の12月まで
- ・第2期 事業初年度の1月から事業2年度目の12月まで
- ・第3期 事業第2年度目の1月から事業第3年度目の12月まで

Q5-7:アウトプット・アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更することはできるのでしょうか。

A5-7:変更できません。当該事業は提案された事業構想提案書を評価委員会で審査・評価し、委託されるものであることから、事業の途中で目標設定を変更することは原則認められません。

【6. 事業の経費に関する事項】

- Q6-1:本事業の実施に係る各年度の予算(年度計)の上限額を教えてください。また、必要経費を概算する際の考え方について教えてください。
- A 6 1:各年度の予算(年度計)の上限額は 1,750万円(3年度間合計で 5,250万円)となります (消費税込み)。

なお、委託費の支払いは、①事業実施に必要な経費に対する支払い、②資金調達の成果に対する支払いの2種類に大別され、上記の上限額は①と②を合計した金額に適用されますが、必要経費の概算は①事業実施に必要な経費に対する支払いのために行います。

したがって、必要経費の概算は上記の各年度の上限額から、②資金調達の成果に対する支払の 最大金額を控除した金額を上限に行うこととなり、具体的には以下のとおりです。

【必要経費概算の考え方】

- ・ 事業1年目(事業開始から翌年3月まで)
 - →上限額(1,750万円)をそのまま上限として、必要経費を概算
- 事業2年目(事業開始2年目の4月から翌年3月まで)
 - →上限額(1,750万円)から、資金調達の成果に連動した加算の上限額(200万円)を控除した金額(1,550万円)を上限に、必要経費を概算
- 事業3年目(事業開始3年目の4月から翌年3月まで)
 - →上限額(1,750万円)から、資金調達の成果に連動した加算の上限額(400万円)を控除した 金額(1,350万円)を上限に、必要経費を概算
- Q6-2:事務局を設置する事務所の賃貸借料や本事業の周知・広報に係るリーフレットの印刷代 等についても対象経費に含まれるのでしょうか。
- A 6-2:含まれます。
- Q6-3:他の団体の職員が、本事業の事務局の職員(事業統括員、事業推進員、支援員)として 兼務することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は本事業の対象経費 に含まれるのでしょうか。
- A 6 − 3:可能です。また、当該人件費については、本事業の従事時間・日数に応じて、本事業の対象経費に含まれますが、本事業の事務を行ったことを証明する日報(時間を記載したもの)等が必要です。
- Q6-4:仕様書のP18、19には、本事業の対象経費として事務局の職員(事業統括員、事業推進員、支援員)の賃金、通勤手当、超過勤務手当が挙げられていますが、当該職員の社会保険料(雇用保険料、労災保険料等)に係る事業主負担分も、本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A 6-4:含まれます。

- Q6-5:事業統括員、事業推進員の超過勤務手当に係る管理費(人件費)に不足が生じた場合、 事業費から流用(経費配分の変更)は可能でしょうか。
- A 6 − 5:できません。事業推進員の超過勤務手当に係る管理費(人件費)の不足が生じた場合であっても、事業費からの流用(経費配分の変更)は認められませんので、予算の範囲内で事業を実施してください。
- Q6-6:協議会の事務局用施設や支援メニューの実施に当たり必要な施設を民間企業等から賃借する場合、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料等を委託費から支出することは可能でしょうか。
- A 6 6:委託費により支弁できるものは、原則、事業の実施にあたって真に必要なもののみに限 定されます。

したがって、事業の実施期間中の賃借料、光熱水料等を委託費から支出することは可能ですが、 賃借する際の仲介手数料や敷金・礼金、更新手数料等の保証金的性格を有するものは、事業実施 にあたって必ずしも必要な経費とは言えないため、委託費から支出することはできません。

- Q6-7:本事業の実施に当たって、自動車のリースは可能でしょうか。
- A 6 − 7:原則として、公共交通機関を利用することが望ましいですが、そのことによって事業の 実施に支障を来す場合には、自動車のリースも可能です。なお、利用が認められる場合であって も、利用にあたっては必要最低限の車種及び台数での利用としてください。
- Q6-8:自動車のリースが認められる場合、年間契約は可能でしょうか。
- A 6 − 8:自動車の使用頻度に応じた契約が必要となります。事業実施期間を通じて、常に自動車を使用する必要があれば、年間契約も可能ですが、使用頻度が低い場合は、費用対効果の観点から、その都度リース契約を結ぶ必要があります。
- Q6-9:労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用を、委託費から支出することは 可能でしょうか。
- A6-9: 労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用は、事業を実施するうえで直接 必要な経費とは言えず、かつ、納税義務者(委託先)が負担すべきものであることから、委託費 から支出することは認められません。

- Q6-10:本事業の支援メニューとして、高年齢者等や企業を対象としたセミナーを実施する場合、セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はあるでしょうか。
- A 6 10: セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はありませんが、研修内容に見合った謝金である必要があります。また、謝金が高額な場合には、どのような講師に依頼しようとしているか、カリキュラムを実施するうえでその講師が真に必要か等、細部について確認を行うことがあります。
- Q6-11:協議会が本事業の受託者となった場合、国から支払われる委託費の管理のため、新たに「協議会専用口座」を設けなければならないのでしょうか。
- A 6 −11:協議会が本事業の受託者となった場合、国から支払われる委託費の管理のため、新たに「協議会専用口座」を設けなければなりません。そのため、当該協議会の構成員(例えば、地方公共団体やシルバー人材センター等)の口座で、国から支給される委託費の管理を行うことは認められません。

さらに、民間等からの資金調達における資金の受け取りや委託費の支出対象以外の活動(収益 事業の実施等)への支出に用いるための専用の銀行口座を設ける必要があります。

- Q6-12:事業実施経費の支払いに係る銀行振込手数料は、本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。
- A 6-12:含まれます。
- Q6-13:事業に必要な経費は、協議会に対し、どのようなタイミングで支払われますか。
- A6-13:毎年度の事業終了後の精算払が原則です。

ただし、所定の手続を踏んだ上で財務大臣の承認が得られれば、概算払も可能です。

事業開始年度の概算払までには、契約日から起算し、数ヶ月の期間を要することがありますので、その間の資金は協議会等に立て替えていただく必要があります。

- Q6-14:仕様書のP25「11(2)②ア 継続等基準」に該当し、事業の継続が不可となった(委託契約が解除された)ことに伴い、事業推進員に対して解雇予告手当を支払うこととなった場合、委託費から支出することは可能でしょうか。また、委託契約の解除に伴い、施設の賃貸借契約やパソコン等のリース契約を途中解約し、違約金が発生した場合、委託費から支出することは可能でしょうか。
- A 6-14:委託費で措置する経費は、協議会が本事業を受託した契約を遂行するに当たり必要となる経費です。

このため、事業が計画どおりに遂行されなかったことに伴い生じる経費を委託費で支払うこと はできません。

- Q6-15:本事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会の構成員が支援メニューを実施する場合、再委託の手続きは必要でしょうか?
- A 6-15:再委託の手続きが必要です。また、仕様書のP20「(5)再委託の制限」にあるとおり、「再委託可能な範囲は、原則として委託契約金額の2分の1未満」でなければなりません。また、 委託要項様式第5号「委託契約書」第8・9条等に基づいた手続きが必要です。

なお、環境整備事業の実施者はあくまで協議会であることから、仮に事業実施の一部を再委託する場合であっても、協議会は再受託先の事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、適切に管理する必要があります。

【7. 民間資金等の調達に関する事項】

- Q7-1:民間資金等の調達について、仕様書の P11「イ 資金調達のための活動として認められないもの」において、支援によって対価を得ることはできないとありますが、委託事業における支援の結果としてマッチングした就労先企業から、マッチングの対価を受け取ることはできないという理解で良いでしょうか。また、その理解でよい場合も、委託事業終了後にそのように収益事業化することは問題無いでしょうか。
- A 7 1:ご理解のとおりです。また、委託事業終了後において収益事業化される分については問題ありません。
- Q7-2:民間資金等の調達内容について、企業等からの会費の拠出も対象となっていますが、会員企業から会費を徴収する場合、会費であれば支援をしても対価性はなく、手数料にはあたらないという理解で良いでしょうか。
- A7-2:問題ないと考えられます。
- Q7-3:民間資金等の調達実績に対する成果連動分に係る加算額について、充当先として想定される活動費について、委託期間中に協議会の活動経費として使用することができるでしょうか。 また、使用することができる場合、区分経理する必要があるのでしょうか。
- A 7 3:仕様書上、使用時期に関する制限は設けていませんので、委託期間中に(委託事業以外の)協議会活動に使用することは可能ですが、仕様書 P24(3)に記載のとおり、区分経理していただく必要があります。
 - なお、仕様書 P24 (3) において、「ただし、口座を分けて管理する必要はなく、収支の管理において両者が明確に峻別されていれば足ります」としていますが、実際に国から受け入れる際の口座は委託費の受入口座(会計事務取扱規程(例)第4条)で受け入れて問題ありませんが、受け入れた加算金を使用する場合には、まず、民間等からの資金の受入口座(会計事務取扱規程(例)第5条)に移し替えた上で使用していただく必要がありますので、ご留意ください。
- ※「「生涯現役社会」の実現に向けた生涯現役地域づくり環境整備事業の事業構想」P10 において も、「民間等からの資金調達に関する取扱い」について記載しておりますので、ご参照ください。
- Q7-4:仕様書のp23「②民間等からの資金調達」について、マッチング支援等を行う人材を企業等から確保した場合、「最低週1日の活動を行うことを基準とし、これを満たす月数」を、実際に活動した期間として調達した資金の金額として換算するとありますが、半日分の活動を週2日行った場合も週1日の活動とみなして良いのでしょうか。
- A7-4:「1日」とは、各協議会で設置している支援員の1日の所定労働時間を指し、半日勤務 までの細分化を可能とします。具体的な換算方法については以下を参照してください。
 - なお、1月とカウントするためには、前提として、人材1人につき月4日以上の活動を行っている必要があります。このため、例えば、ある月について3人で合計9日間活動を行った場

合、その内訳がAさんが5日、B・Cさんが2日ずつであれば、Aさんの1月分のみカウントすることとなります。他方、内訳がA・Bさんが4日ずつで、Cさんが1日であれば、A・Bさんをあわせて2月分のカウントとなります。

くマッチング支援等を行う人材を確保した場合の換算方法について>

便宜的に、1月を4週間とみなし、1人あたり月4日以上の勤務のある月を(週1日以上の活動基準を満たした)1月としてカウントする。

例) 支援員の1日の所定労働時間が8時間の場合

×月の勤務日	Α	В	С
1日目	8 H	4 H	8 H
2日目	8 H	4 H	4 H
3日目	8 H	4 H	4 H
4日目	8 H	4 H	2 H
5日目	4 H	4 H	2 H
6日目	4 H	4 H	
7日目	4 H	4 H	
8日目		4 H	
合計日数	5.5日	4.0日	2.0日
口可以数	(44H/8H)	(32H/8H)	(16H/8H)
カウント月数	1月	1月	0月

- ※ 上記例については、以下のとおり整理される。
- ・Aの勤務日数は合計 5.5日となるが、1.375月(5.5日/4.0日)とはカウントしない。
- ・Bの勤務日数は合計4日となるため、Aの1月とBの1月で2月としてカウントする。
- ・Cの勤務日数は合計2日となるため、O月とカウントする。なお、半日未満の勤務日については、 勤務日数の算定対象には加えない。

【8. その他の事項】

- Q8-1:提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか。
- A 8 − 1 : 提案された事業構想については、高年齢者雇用や地域福祉、自治体事業等について学識 経験等の識見を有する外部委員等による評価委員会において、公正・公平な審査を行い選抜する こととしています。

なお、事業構想の主な審査ポイントは募集要項別添3「生涯現役地域づくり環境整備事業に係 る企画書の評価等について」をご参照ください。

- Q8-2:生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会とはどういった組織ですか。
- A 8 − 2:評価委員会は、提出された環境整備事業に係る企画書の評価の実施や、環境整備事業受託後における各協議会の事業継続の可否等を判断するほか、各協議会の最終年度終了後における 3年間の総括評価を行います。

評価委員会の委員は、高齢者雇用や地域福祉、自治体事業等についての学識経験等の見識を有する者のうちから、職業安定局長が委嘱することとしています。

- Q8-3:採択された事業構想は、公表されますか。また、公表される場合、どのような方法で公表されますか。
- A8-3:事業構想が採択された場合には、事業構想の概要を厚労省のホームページで公表します。 なお、環境整備事業はモデル事業であり、受託した協議会が事業を実施して終わりではありませ ん。厚生労働省で別途委託して実施する生涯現役地域づくり普及促進事業においても情報交換会 の開催等を予定していますので、是非積極的に参画いただき、取組の横展開を行ってください。
- Q8-4:生涯現役地域づくり普及促進事業とはどういった事業ですか。
- A 8 − 4:環境整備事業は、高年齢者等への雇用・就業支援の取組と既に地域で機能している取組を一体的に実施する仕組みの効果と実装に伴う課題を抽出するとともに、環境整備事業で試行する取組の他地域への普及のために必要な環境整備に関する知見を得ることを、事業全体の成果目標としています。また、環境整備事業は複数年契約の下で実施されるため、約3年の事業実施期間において、事業内容の深化や取組の拡張が起こり、事業実施後における取組の継続につながっていくことが期待されます。

これを踏まえ、国においては、環境整備事業全体としての質的な評価を行い、他地域への普及促進を図るため、生涯現役地域づくり普及促進事業(以下「普及促進事業」といいます。)を別途行うこととしています。それぞれの協議会には、普及促進事業の受託事業者を通じて、協議会で事業を実施する中で生じていく変化に関する情報や資料の提供をしていただく予定です。

Q8-5:環境整備事業の実施に伴い、何らかの問題が生じた場合の責任及び補償はどうなるのでしょうか。

A8-5:仕様書のP28「(4)事業実施に伴う責任及び保障」にあるとおり、領収書や帳簿の改ざん等の不正行為、証拠書類等の滅失・毀損等により委託費が使途不明となるなど、委託費が不適切に使用された場合や、その他故意又は過失によって国に損害を与えたと認められる場合は、協議会に対して債務(返還金、加算金及び損害賠償金等の支払を含む。以下同じ。)の履行を通知することになります。

ただし、国が定める期間内に協議会が債務を履行しないときは、協議会の構成員となっている 地方公共団体が、不履行により国に生じた損失を補償するものとし、地方公共団体は、あらかじ めこれに同意する必要があります。

また、委託契約の解除、債務の消滅及び協議会の解散によっても、地方公共団体による損失の補償は免れられない点にご留意ください。

Q8-6:A8-5において、地方公共団体が保障することとされているが、これはどういった根拠に基づいてそのように整理されることとなるのでしょうか。また、なんらか他の方法による対応は考えられないのでしょうか。

A8−6:地方公共団体の保証については、環境整備事業の実施主体である協議会について、無資産であること等が想定されることから、その場合に協議会が債務不履行に陥った際に委託者である国が被る損害を回収する趣旨で、あらかじめ責任の所在等を明らかにすることを目的としています。

このようなケースが生じるのは、協議会が不正を行った場合等、かなり例外的な場合に限られます。このため、協議会の事業実施に対して地方公共団体が連携を密にして対応していただくことで、想定している事案が起こりえるのは相当程度低減するものと考えています。

また、国への支払いについて、地方公共団体と協議会との間で調整し、あらかじめ取り決めを 行う等、実際に地方公共団体以外が補償するような措置を講じていただくことは可能です。